

第5章 計画の達成状況の評価

I 評価指標及び数値目標

本計画における計画目標に対する施策の進捗状況を明確にするため、目安となる評価指標と目標値を設定する。目標値は、現況値に対する目標として設定し、計画期間に合わせ、令和12(2030)年度とする。

だれもが快適に移動できる
地域公共交通体系の実現

【計画目標I】

市民・行政・交通事業者等と一体となつた
持続可能な地域公共交通の実現

【計画目標II】

- 方向性① 公共交通空白地区の改善に向けた生活道路の整備や新たな公共交通の段階的な導入
- 方向性② 総合的な交通情報案内サービスの提供
- 方向性③ 定時性、速達性、安全性を高める通行環境の整備
- 方向性④ シェアサイクル等を活用した細かい移動ツールの提供
- 方向性⑤ まちの拠点としての環境整備
- 方向性⑥ バス停まで歩いていくのが難しい高齢者等の移動手段の確保
- 方向性⑦ 広域連携による移動手段の維持・確保
- 方向性⑧ 路線バスの維持・確保
- 方向性⑨ 市内循環バスの運行計画や弾力的な運行体制の見直し
- 方向性⑩ バス待ち環境の充実
- 方向性⑪ 運転手の確保に向けた対策の実施
- 方向性⑫ 公共交通の利用促進に向けた意識の醸成
- 方向性⑬ 地域が率先して地域公共交通を守り育てる意識の向上
- 方向性⑭ 地域公共交通の持続可能性と公共交通空白地区の改善が両立する評価基準等を定めPDCAサイクルによる運行管理の実施

評価指標1 公共交通空白地区の改善

公共交通空白地区の解消
(面的な移動支援策の導入)

評価指標2 公共交通の利用促進

情報案内サービスの認知度向上
バスロケーションシステムの認知度：
17%→30%

評価指標3 公共交通に対する満足度の向上

交通の安全性・利便性・マナー
向上の取組の満足度向上
約31%→約35%以上

評価指標4 路線バスの利用促進

路線バスの利用者数維持
利用者数：約900万人/年
⇒約900万人/年

評価指標5 市内循環バスの利用促進

市内循環バスの利用者数維持
利用者数：約37万人/年
⇒約37万人/年

評価指標6 市内循環バスの利用促進

市内循環バスの収支率(運行経費に占める運賃収入の割合)の維持
収支率：約42%→約42%

評価指標7 バスの利用環境の改善

バス停の上屋、ベンチの整備
バス停の整備数を5箇所以上

評価指標8 シェアサイクルの利用促進

シェアサイクルの貸出回数
貸出回数：約60万台/年
⇒約72万台/年

評価指標9 拠点地域のにぎわいの創出

歩行者交通量の増加
休日午後に朝霞駅南口駅前通りを歩行する人数：778人/時⇒870人/時

2 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、朝霞市地域公共交通協議会で毎年、進行管理を行い、計画の実現化を促進する。

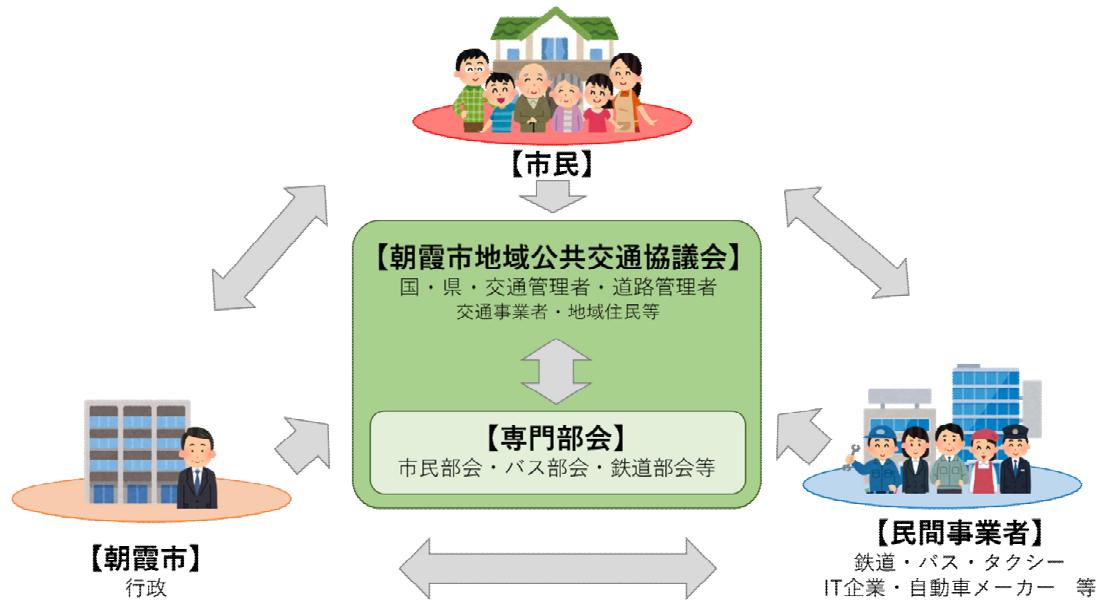


図 10 朝霞市地域公共交通計画の推進に向けた体系イメージ

3 計画進行の管理

本計画の進行にあたっては、定期的に計画期間における目標の達成状況を評価し、毎年朝霞市地域公共交通協議会に報告しつつ、必要に応じて見直し、改善するという PDCA サイクルに基づく評価・検証を行う。

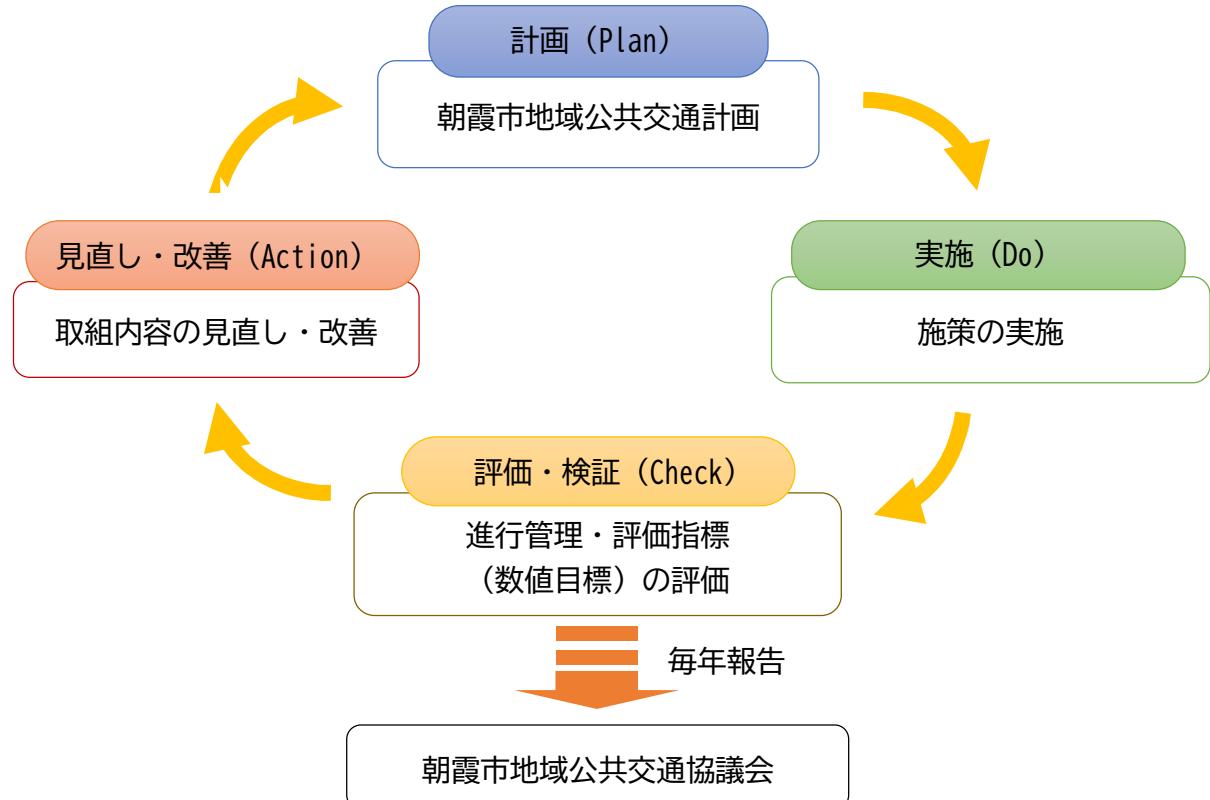


図 11 計画の進行管理イメージ

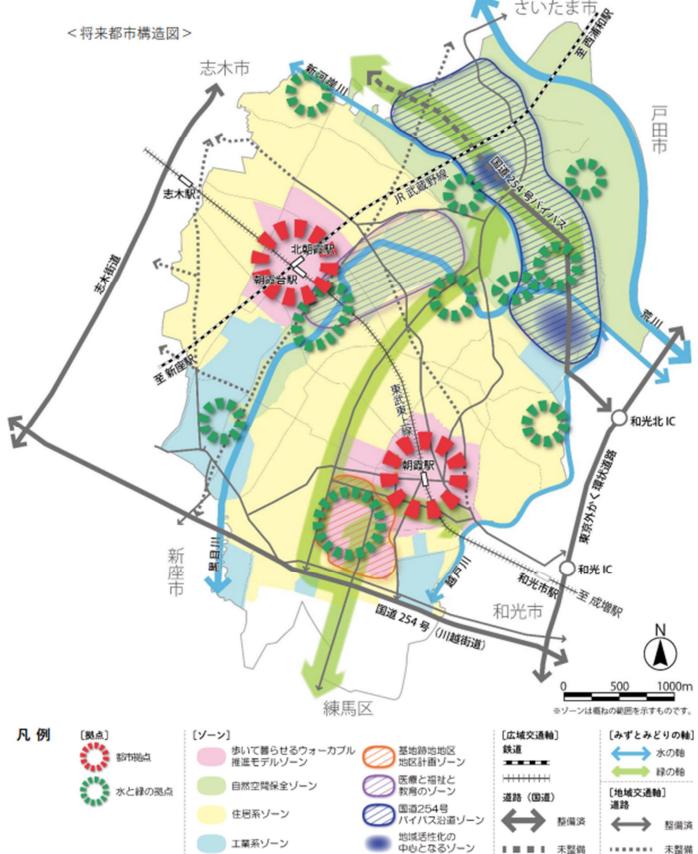
参考資料

上位・関連計画の整理

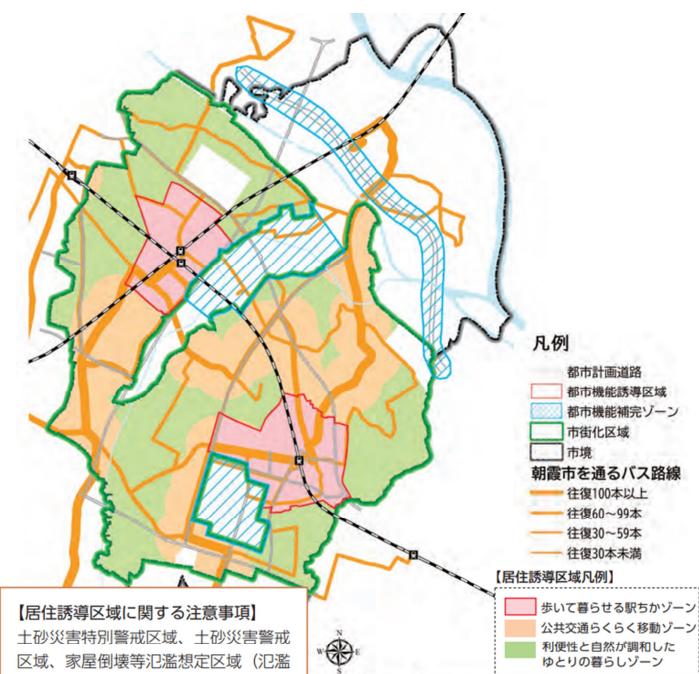
I 第6次朝霞市総合計画(案)

■計画期間	<ul style="list-style-type: none">・基本構想 令和8(2026)年度から令和17(2035)年度・前期基本計画 令和8(2026)年度から令和12(2030)年度・後期基本計画 令和13(2031)年度から令和17(2035)年度
■将来像	だれもが誇れる 暮らしつづけたいまち 朝霞
■将来像の実現のための基本方向	<ul style="list-style-type: none">・安全に、安心して暮らせるまち・自分らしく学び育ち、心地よく暮らせるまち・快適に暮らせる、にぎわいのあるまち
■公共交通の位置づけ	<p>○道路交通における目指す姿</p> <ul style="list-style-type: none">・道路、橋梁の整備を進めるとともに、それらの適切な維持・管理を行い、こどもから高齢者まで誰もが安全で快適に道路を利用できるまちを目指します・市内の公共交通を多くの市民が快適に利用できるまちを目指します
■具体的な施策	<p>第5章 都市基盤・産業振興</p> <p>1 土地利用 (1) 利便性の高いまちづくり</p> <p>②きめ細かな交通ネットワークの形成</p> <p>地域公共交通計画に基づき、面的な公共交通のネットワークの形成に向けて、既存路線の維持確保や持続可能な地域公共交通の実現に向けた取組を関係機関と協働で進めます。</p> <p>歩車道の分離や拡幅予定路線の整備、シェアサイクルの活用等により、誰もが快適に移動できるきめ細やかな交通ネットワークの形成を図ります。</p> <p>2 道路交通 (2) 良好的な交通環境づくり</p> <p>②公共交通網などの充実・整備</p> <p>環境負荷の低減、二酸化炭素の排出量の削減などを目指し、シェアサイクルも含めた自転車や公共交通機関の利用への転換を促進します。</p> <p>深刻な運転手不足など、交通事業者を取り巻く環境が厳しい中、既存路線の維持確保に取り組むとともに、地域と協働で新たな公共交通の導入について検討を進めていきます。</p> <p>公共交通空白地区の改善を目指し、地域住民と協働で新たな公共交通の導入を検討します。</p> <p>① その他交通施設などの充実・整備</p> <p>駅周辺の交通結節点機能（駅舎、自由通路、バス・タクシー乗場、自転車駐車場、周辺道路）を総合的に充実させるとともに、バリアフリーに配慮した公共交通車両の導入等を促進します。</p>

2 朝霞市都市計画マスターplan(案)

<p>■計画期間</p>	<p>平成 17(2005)年から令和 7(2025)年 策定：平成 17(2005)年 見直し改訂：平成 28(2016)年 修正：平成 30(2018)年</p>
<p>■将来都市構造</p>	<p>・将来都市構造の構成要素として、行政サービスや医療・福祉、商業、文化など都市機能の集積や自然環境の保全の核となる「拠点」、市内及び隣接都市との交通及び自然環境の骨格を形成する「都市軸」、居住環境や土地利用の状況に応じた土地利用方針を表す「ゾーン」を設定</p>  <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> [拠点] <ul style="list-style-type: none"> 歩いて暮らせるウォーカブル推進モデルゾーン 水と緑の拠点 [ゾーン] <ul style="list-style-type: none"> 自然空間保全ゾーン 住居系ゾーン 工業系ゾーン [広域交通軸] <ul style="list-style-type: none"> 鉄道 道路(国道) 国道254号バイパス沿道ゾーン 地域活性化の中心となるゾーン [みすとみどりの軸] <ul style="list-style-type: none"> 水の輪 緑の輪 [地域交通軸] <ul style="list-style-type: none"> 道路 整備済 未整備 <p>※ゾーンは概ねの範囲を示すものです。</p>
<p>■公共交通の位置づけ</p>	<p>まちづくりのテーマ「快適な移動」</p> <p>■方針</p> <p>多様な交通手段でつながる、安全で快適な移動環境のあるウォーカブルなまちを目指します</p> <p>■実現に向けた取組</p> <p>(3) 自由な移動を支える</p> <p>⑦ どこに住んでいても自由に移動できる多彩な交通手段の充実</p> <p>【例】地域公共交通計画の運用による地域公共交通の充実／交通事業者との連携による路線バスの確保・維持／公共交通空白地区の解消に向けた新たな公共交通の導入／シェアサイクル等の目的地までの最後の区間を補う交通手段の確保／隣接する自治体との広域的な交通手段導入の検討／駅前広場の機能検討 等</p>

3 朝霞市立地適正化計画

■計画期間	令和5(2023)年度から令和27(2045)年
■まちづくりの方針(ターゲット)	将来にわたって持続可能な朝霞市のための「次の一手」となる、低炭素型で人が中心となる都市構造の構築
■誘導方針	<p><u>基本的な誘導方針</u></p> <p>① 都市拠点に都市機能を誘導し拠点性を高めます。</p> <p>② 交通利便性の高いバス路線沿線に居住を誘導し公共交通の持続性を高めます。</p> <p>③ 自然災害や二次災害による被害が想定されるエリアの災害リスクを低減させるとともに、安全なエリアへの緩やかな誘導を図ります。</p> <p><u>「次の一手」のための誘導方針（朝霞市独自のストーリー）</u></p> <p>④ 高齢化やバリアフリーにも対応したきめ細やかな交通ネットワークを形成します。</p> <p>⑤ 都市拠点内のウォーカブル化（歩いて暮らせる、居心地が良い空間づくり）を推進します。</p> <p>⑥ マイカーに依存しない移動手段の促進により低炭素型の交通体系構築を推進します。</p> <p>⑦ 建築物の省エネやグリーンインフラの導入等による低炭素型の市街地整備を推進します。</p> <p>⑧ 次世代を担う子どもたちのために交通安全対策を推進します。</p>
■誘導区域	 <p>【居住誘導区域に関する注意事項】 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸侵食）、生産緑地、特別緑地保全地区については居住誘導区域から除外します。</p> <p>【居住誘導区域凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩いて暮らせる駅ちかゾーン 公共交通くらく移動ゾーン 利便性と自然が調和したゆとりの暮らしそーン <p>0 0.5 1 2 km</p>

4 朝霞市産業振興基本計画

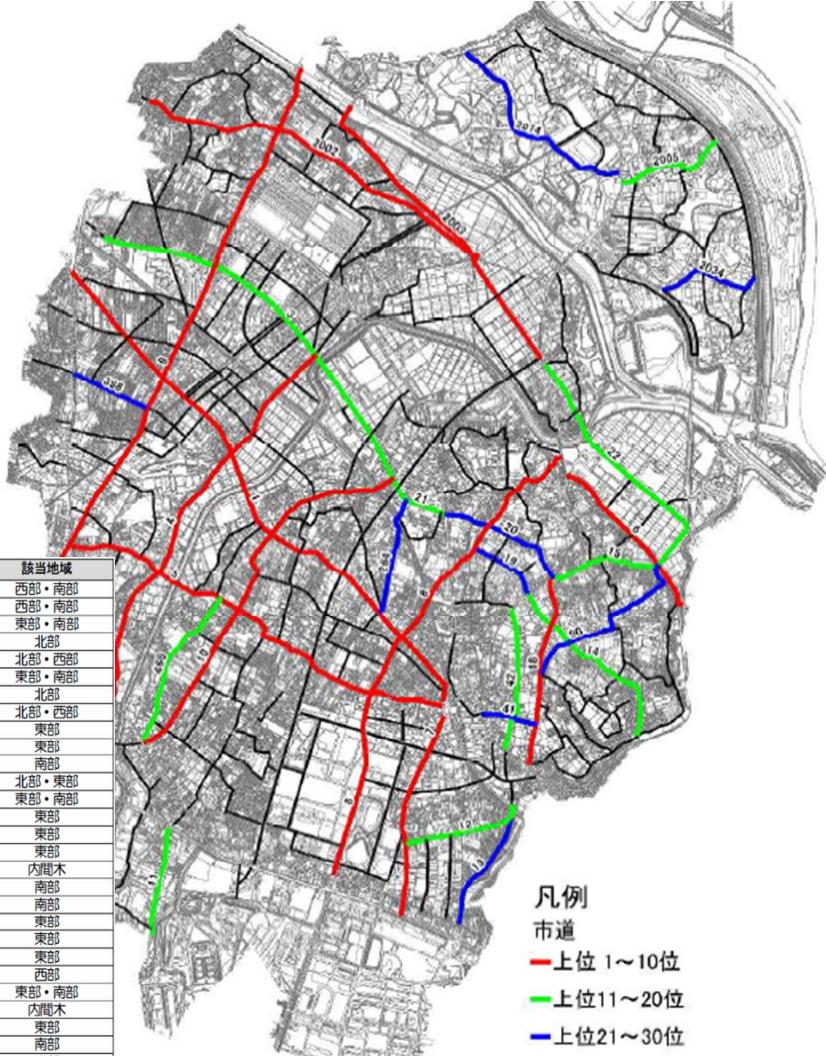
■計画期間	令和元(2019)年度から令和 10(2028)年度
■目指すべき姿 (基本目標)	市民生活と調和し 豊かな暮らしを実現する あさか産業の振興
■施策の方向性	1暮らしにマッチした生活環境の創造 2安心・安全な市民生活を支える産業の活性化 3社会環境の変化に呼応した新たな産業の創出と育成 4市民に身近なあさか都市農業の確立 5産業人材・産業基盤を強化する総合的な支援の充実
■公共交通等に 係る施策	○あさかにマッチした企業誘致と産業集積の推進 (朝霞市産業振興基本計画 55 頁参照) 朝霞市都市計画マスターplanと整合性を図りつつ、関係機関と連携し、一般国道 254 号和光富士見バイパス周辺等での低未利用地の有効活用や土地区画整理事業等の支援や検討を行い、本市の特性にマッチした企業誘致を進め、事業所の増加を図る取組を推進

5 第5期朝霞市地域福祉計画(案)

■計画期間	令和 8(2026)年度から令和 12(2030)年度
■基本理念	支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち
■基本目標	1 地域共生社会の構築 2 誰もが互いに尊重し合い、共に生きる社会の実現 3 誰もが地域で暮らし続けられるための支援の充実 4 誰もが安心して生活できる支援の充実
■公共交通・移動支援等に係る 施策	基本目標4 誰もが安心して生活できる支援の充実 方向性（2）暮らしやすい住まいや代替交通等の支援 市の主な施策 【市内循環バス等の利便性向上】 持続可能な地域公共交通の実現を目指し、市内循環バスの運行計画等の見直しに向け検討を行います。また、誰もが移動しやすく利用しやすい移送サービス、買い物支援を推進します。 主な事業： 市内循環バス等の利便性向上、重度心身障害者福祉タクシー利用料等の補助

6 朝霞市道路整備基本計画

■計画期間	令和元(2019)年度から令和10(2028)年度
■みちづくりの基本視点	基本視点1: 安全で快適なみちづくり 基本視点2: 選択と集中によるみちづくり
■目標	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で快適な移動空間の確保 ・防災・減災機能の強化 ・まちのにぎわいの創出 ・生活・交通環境に配慮した住みやすいまちの形成 ・効果的かつ効率的なみちづくり
■優先整備路線	限られた財源の中で効率的・効果的に道路の整備を進めるために、整備優先度の考え方をまとめ、都市計画道路※以外の市道について優先的に整備すべき路線を選定



評点順位	路線	道路区分	幅員	該当地域
1	市道1号線	補助幹線	11/12m	西部・南部
2	市道5号線	補助幹線	10/11m	西部・南部
2	市道8号線	補助幹線	13m	東部・南部
2	市道2002号線	補助幹線	10m	北部
5	市道9号線	補助幹線	10m	北部・西部
6	市道10号線	補助幹線	10m	東部・南部
6	市道2003号線	主要生活	12m	北部
8	市道4号線	主要生活	6~17m	北部・西部
8	市道18号線	主要生活	10m	東部
10	市道6号線	補助幹線	11.5m	東部
10	市道7号線	補助幹線	16/25m	南部
12	市道3号線	補助幹線	10~12m	北部・東部
13	市道12号線	主要生活	10m	東部・南部
13	市道14号線	主要生活	10m	東部
15	市道21号線	補助幹線	12~13m	東部
15	市道22号線	補助幹線	12~13m	東部
15	市道2005号線	主要生活	10m	内間木
18	市道11号線	主要生活	10m	南部
18	市道466号線	主要生活	10m	南部
20	市道15号線	補助幹線	12~13m	東部
20	市道42号線	主要生活	18m	東部
22	市道20号線	補助幹線	12~13m	東部
22	市道398号線	主要生活	10m	西部
24	市道264号線	主要生活	10m	東部・南部
24	市道2074号線	主要生活	6m	内間木
26	市道41号線	主要生活	10m	東部
27	市道13号線	主要生活	6m	南部
28	市道19号線	主要生活	10m	東部
28	市道2034号線	主要生活	8m	内間木
30	市道90号線	主要生活	10m	東部

7 都市再生整備計画(朝霞駅周辺地区)

■計画期間	令和5(2023)年度から令和9(2027)年度
■事業名	まちなかウォーカブル推進事業
■目標	<p>大目標：住んでいる人、訪れる人の誰もが「居心地が良く、歩きたくなるまち」「人で賑わう魅力的な商業エリア」の創出を図る</p> <p>目標1：商店街の活性化と子育て・福祉・文化などの機能集積による魅力ある市民生活の中心となるような空間づくり</p> <p>目標2：誰もが安心・安全に移動できる、歩行者優先の歩いて暮らせるまちづくり</p> <p>目標3：緑の多面的機能を活用するグリーンインフラの充実</p>
■計画区域の整備方針	<p>【商店街の活性化と子育て・福祉・文化などの機能集積による魅力ある市民生活の中心となるような空間づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路空間の再構築による歩行者空間の拡幅及びイベント等に活用できる空間の確保 <p>【誰もが安心・安全に移動できる、歩行者優先の歩いて暮らせるまちづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路空間の再構築による自動車の速度や通過交通の進入抑制 ・道路空間等に休憩施設を設けるなど、歩きやすい空間を確保 <p>【緑の多面的機能を活用するグリーンインフラの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路空間の再構築等に合わせたグリーンインフラの充実
■その他	<ul style="list-style-type: none"> ・官民連携エリアプラットフォーム「あさかエリアデザイン会議」により、令和6年3月にエリアビジョン（ベータ版）を策定。 ・本ビジョンは、「居心地が良く、歩きたくなるまち」と「人でにぎわう魅力的な商業エリア」の創出を目指して、官民連携による公園や街路空間の活用を軸に、朝霞だからこそ実現できる朝霞ならではの未来（＝エリアビジョン）を描いたもので、本ビジョンに描かれた将来像の実現に向けた取り組みが進められている。



8 都市再生整備計画(北朝霞・朝霞台駅周辺地区)

■計画期間	令和5(2023)年度から令和9(2027)年度
■事業名	都市構造再編集中支援事業
■目標	<p>大目標：商業・業務機能のバランスよい配置などにぎわい拠点にふさわしい拠点づくりを図るとともに、居住地においては生活に身近な商業機能の充実を図る</p> <p>目標1：商業の活性化と子育て・福祉・文化などの機能集積による魅力ある市民生活の中心となるような空間づくり</p> <p>目標2：誰もが安心・安全に移動できる、歩行者優先の歩いて暮らせるまちづくり</p> <p>目標3：居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり</p>
■計画区域の整備方針	<p>【商業の活性化と子育て・福祉・文化などの機能集積による魅力ある市民生活の中心となるような空間づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設跡地を活用し、子育て世代包括支援センター、市内7館目となる児童館及び多世代が交流できる地域交流の場として有効活用を図る <p>【誰もが安心・安全に移動できる、歩行者優先の歩いて暮らせるまちづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北朝霞駅西口駅前広場の再構築により、歩行者が安全に移動できる空間を確保するとともに、イベント等にも活用できるスペースを創出する <p>【居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北朝霞駅西口駅前広場の再構築により、歩行者が安全に移動できる空間を確保するとともに、イベント等にも活用できるスペースを創出する
■その他	<ul style="list-style-type: none"> ・官民連携エリアプラットフォーム「北朝霞・朝霞台エリアプラットフォーム」により、令和7年4月に未来ビジョンを策定。 ・本ビジョンは、まちなかの価値を向上させるため、将来のまちのイメージを描き、実現に向けた方策案や効果をまとめたもので、本ビジョンに描かれた将来像の実現に向けた取り組みが進められている。